

日本産業衛生学会 関東地方会ニュース

(題字 高田 昴 筆)

発行所／日本産業衛生学会関東地方会事務局 〒144-8535 大田区西蒲田5-23-22 (<http://jsohkant.umin.jp/>)
東京工科大学医療保健学部産業保健実践研究センター内 発行責任者／五十嵐千代 jsoh_kanto@sanei.or.jp



第2回関東地方会学会
会場の昭和医科大学
上條記念館と大学創立
者の上條秀介先生

人口減少時代の産業保健

能川 和浩（日本産業衛生学会 理事）千葉大学大学院 准教授



最近、80歳近くになっても働いている方を見る機会が増えた。本人に返却された定期健康診断結果を拝見すると、何らかの所見が指摘されていることが多いが、機械的に判定されたこ

の結果の意味することは？など考えてしまう。労働安全衛生法が施行された当初は、ここまで高齢者の方が働く世の中がくることは想定していなかったのではないかとと思われる。

日本における労働力不足解決の鍵は、高齢労働者の活躍、女性の活躍、生産性の効率化であるとされている。しかしながら、現在の健康寿命が72歳前後といわれている中で、人間が働ける年齢にも限りがあること、労働力人口総数に対する女性の割合も45%まで上昇していることから、高年

齢者と女性の就業については、いずれ頭打ちになってしまうと考えられる。一方、生産性の効率化については、徹底的なIT化が対策のひとつとして挙げられる。本学会の運営においても、学会誌、役員選挙、会議のオンライン化、メーリングリストの整備など、少しずつIT化が進んでいる。今後はAI等を用いた技術革新もすすむと考えられ、産業保健研究においても、新しい時代に対応したエビデンスの創出が求められるだろう。

これから経験したことのない人口減少時代を迎えるにあたって、いままでの常識が通用しない課題に直面することもあるだろう。そのような中、本学会は会員数がますます増加しており、2年後には1万人を超えると予想されている。人口ボーナス期ならぬ会員数ボーナス期として、様々な背景をもつ会員による集合知や多職種連携により困難な課題を解決していきたい。

特集記事 多様な働き方をめぐる安全衛生法制の課題と展望



多様な働き方をめぐる 安全衛生法制の課題と展望

黒田玲子
(東京大学)

はじめに

近年、日本でも働き方の多様化が急速に進む中、法制度の枠外やグレーゾーンで働く人の安全衛生対策が課題となっている。特に、一人親方、フリーランスやプラットフォームワーカー等、「労働者」という法的定義に収まらない働き方や、兼業・副業の推進によって、従来の制度設計ではカバーしきれない状況が生じている。本稿では、筆者が委員として参加する機会を得た2024年の労働基準関係法制研究会での議論もふまえ、多様な働き方に関わる安全衛生上の課題と、今後の政策対応の方向性を考察する。

多様な働き方と安全衛生上の課題

一人親方やフリーランス、プラットフォームワーカーといった「雇用によらない働き方」あるいは「雇用類似の働き方」の就業者数は、日本においても着実に拡大している。令和4年度総務省の調査では、本業フリーランスは209万人(有業者の3.1%)、副業フリーランスは48万人(同0.7%)に上る。特にデジタルプラットフォームを介して単発的・断続的に業務を受託する働き方(例えば、オンラインで注文を受け対応店舗から料理を宅配する業態や、登録したフリーランスに業務をマッチングするサービス、ライドシェアなど)は、若年層や副業・兼業層を中心に定着が進んでいる。一方で、安全衛生面では以下のような課題が浮かび上がっている。

- 法的保護の空白：労働安全衛生法は「労働者」を対象としており、個人事業者やフリーランスは原則適用外とされてきた。
- 作業環境管理支援の困難さ：作業環境の把握や改善の検討が難しく、安全衛生教育や産業保健の支援が届けにくい。
- 健康管理の脆弱性：定期健診やメンタルヘルス

対策の機会に乏しく、個人のヘルスリテラシーの差により健康格差が拡大する。

- 災害発生時の責任や補償の曖昧さ：労災保険の適用や給付水準が職種や契約形態で異なり、制度上の不均衡が指摘されている。
- 兼業・副業に伴うリスク：通算労働時間の把握や健康状況の確認が困難で、申告制に依存する実態では疲労蓄積や責任の所在が不明確となる。2024年4月には複数職場におけるストレス要因が合算され、初の労災認定がなされた。

労働基準関係法制研究会での議論

2024年に開催された労働基準関係法制研究会では、多様な働き方の進展を受け、労働基準法等の将来像が議論された。中でも、雇用によらない働き方の担い手や兼業・副業を行う労働者の安全衛生対策については、次のような方向性が確認された。

- 労働者性の柔軟な見直し：保護の実効性確保の観点から、新たな「労働者」の判断基準や補完的な枠組みの整備が必要である。
 - 安全衛生対策の包括的適用：労働者と同じ場所・同じ作業を行う場合は、個人事業者等にも一定の安全衛生基準・教育・措置義務を及ぼすべきである。
 - 自己責任論の限界：フリーランス等や副業者であっても、作業の安全確保は発注者側・プラットフォーム事業者側の責任を明確化すべき場面が多い。ILOやEU、アメリカ、オーストラリアなどの制度検討動向を踏まえ、日本においても国際的潮流との整合を図ることが求められる。
 - 健康管理の推進：「労働者」に準じた相談体制や健診機会の整備、ヘルスリテラシー向上支援が求められる。
 - 通報制度の整備：違反申告制度と、申告による不利益取扱禁止の制度設計が不可欠である。
 - 兼業・副業の健康管理：通算労働時間や健康状況の把握は本人の自己申告のみならず、企業間での情報共有や、本人のヘルスリテラシー向上を広く支援する仕組みの必要性を提起する。
- また、研究会の第1回資料には、国際動向として、

2019年の「ILO創設100周年記念宣言」や、2022年における「安全で健康的な労働環境」のILO中核的労働基準への追加が紹介されていた。ILO条約第155号(職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約)の批准を見据えた制度整備は明示的議題ではなかったものの、研究会全体の背景認識として共有されていた。本研究会の「家事使用人の労働基準法適用除外見直し」の提言も、その流れの一端と考えられる。

これらは、「法律で必ず守るべき基本ルール(強行規制)と状況に応じた柔軟な対応を促すガイドラインなど(ソフトロー)の適切な組み合わせ」を通じて、柔軟かつ実効性ある枠組みを構築していくことが必要である。

最近の政策動向と法整備の進展

こうした議論を背景に、政策対応が加速している。2021年の「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」、2023年のフリーランス新法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)に続き、労働者と同一場所で就業する個人事業者等の有害作業に関する安衛法第22条に基づく省令改正(令和5年4月施行)や危険箇所等での作業に関する同法第20条等に基づく省令改正(令和7年4月施行)により、事業者が個人事業者等に対して講じるべき保護措置を義務化した。ほか、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」(令和6年5月)を策定している。

2024年度の労働政策審議会安全衛生分科会報告を受け、2025年5月には改正労働安全衛生法が成立した。2026年4月から段階的に施行される予定で、労働者と同一場所で就業する個人事業者及び中小企業の役員等で労働者と類似の作業に従事する者も、安衛法上の一定の保護対象として位置づけられた。

さらに、労働基準関係法制研究会の報告書での提言を受け、労働者性の見直しに向けた「労働基準法における『労働者』に関する研究会」が設置され、今後の判断基準の見直しと法的枠組みの在り方について、検討が始まっている。

国家公務員や地方公務員においても、主に魅力ある公務職場の整備を行い人材確保促進の観点か

ら、兼業・副業を推進する動きがあることも、知っておきたい。

今後の課題と期待

国際的にも、労働形態の多様化に伴い、労働法制や安全衛生法制の見直しが進んでいる。欧州連合(EU)では、「プラットフォーム労働における労働条件改善に関する指令案」が2024年に可決され、雇用者性の推定規定やアルゴリズムによる労務管理の透明化・規制が導入された。フランスでは「つながらない権利」の法制化、ドイツでも、偽装自営業への監視が強化されており、個人事業者として契約している労働者の保護拡充が進められている。これらは、いずれも「従来の労働者概念を見直し、労働の実態に即した保護対象を再定義する」点で共通している。日本においても、国際的な潮流と歩調を合わせて法整備や制度改正を行い実効性あるものとして運用していくために、以下の取組が求められる。

- 発注者やプラットフォーム事業者等の仲介者の責任明確化と監督体制の強化
- フリーランス等への安全衛生教育・健康診断や健康管理の機会確保
- 兼業・副業を前提とした新たな健康確保の制度設計
- 行政・産業界・職能団体、その他関係団体が協働する「安全衛生文化」の醸成
- 長期的に「個人が支援を選び取る時代」に対応した準備：業界団体や専門職ネットワークを通じた支援体制の整備や、情報提供チャネルの整備と社会実装

とりわけ、これまで労働者性を理由に政策対象外とされてきた人々にも、適切な保護と自己選択可能な支援策が届くことが望まれる。例えば、芸能従事者で構成する職能団体では、団体加入者が契約医から作業環境を含めた健康管理の助言を受ける仕組みがすでに始まっている。

働く形態が多様化しても、安全で健康に働く権利は普遍である。その支援と保障のあり方を問い続け進化させていくことが、今後の社会に求められている。

2024年度
日本産業衛生学会 奨励賞 受賞の声



堀 愛
(筑波大学)

さわやかな新緑あふれる
杜の都、仙台市で開催され
た第98回日本産業衛生学会
において、奨励賞を賜った。

受賞理由として、生活習慣
病予防から化学物質曝露、職域における感染症対
策と啓発活動に至る幅広い取り組みを評価いた
だいた。このたびの受賞は、溝上哲也先生、江口 尚
先生、故・谷口初美先生、故・樺田尚樹先生をはじ
め、恩師・共同研究者、そしてご縁をいただいた職
域の皆様のおかげであり、心より感謝申し上げる。

さて本稿では、受賞講演で伝えきれなかった私
の「B面」について記したい。2002年に産業医科
大学を卒業後、初期臨床研修を経て産業医として
の道を歩み始めた。さらに研究との両立を目指し
て博士課程に進学したものの、まもなく研究室が
廃止に。さらに遠距離結婚と長男出産が重なり進
路に迷ったが、故・谷口初美先生に拾っていただ
き、なんとか学位を取得できた。

その後、東京ガス株式会社に専属産業医として
就職。度重なる妊娠・出産に加えて、往復3時間の
遠距離通勤を抱え、物理的にも精神的にも「身動
きの取りにくい」日々が続いた。それでも時短勤
務制度と福利厚生に助けられ、週1回の研究日を
心の支えに、国立国際医療センター(当時)で研究
を続けた。2016年末子のお産を機に念願だった大
学教員に転職。職住近接が叶ったものの、その後
は母の看病・看取り、育児の悩み、そして離婚と、
人生の試練が続いた。

現在私は3人の息子たちと暮らしている。思い通
りに時間が使えず、平日夜や休日に仕事ができる
同僚を羨ましく思うこともある。しかし、同じく
シングルマザーで大学教員職を全うされた谷口先
生の「低空飛行であせっても、いつか、取り戻せ
る時が来る」という言葉に、今も励まされている。

今後も産業医として「予防できる疾患の予防」
に尽力し、公衆衛生の向上に貢献していきたい。

おめでとうございます

令和7年度
安全衛生に係る優良事業場、団体又は
功労者に対する厚生労働大臣表彰
功労賞

堤 明純先生
(北里大学)

功績賞
川本俊弘先生
(中央労働災害防止協会)

日本産業衛生学会 名誉会員
小木和孝先生
(大原記念労働科学研究所)

第98回 日本産業衛生学会
奨励賞
堀 愛先生
(筑波大学)

日本産業衛生学会
編集委員会 優秀論文賞
渡辺和広先生
(北里大学)

編集委員会 優秀査読者賞
喜多村絃子先生
(放射線医学研究所)

渡辺和広先生
(北里大学)

学術委員会 第10回若手論文賞
道喜将太郎先生
(筑波大学)

日本産業衛生学会 第2回関東地方会学会 開催について

企画運営委員長 山野優子
(昭和医科大学)

日本産業衛生学会第2回関東地方会学会を2025年7月25日(金)と26日(土)の2日間、昭和医科大学上條記念館(品川区)で開催する。約1年半前から準備を開始し、多くの関係者のご尽力のもと、このたび、無事に開催できることとなった。これまでに何度となくプログラム内容についても協議を重ねた結果、今回のテーマは「次世代を見据えた産業保健活動～若手の活躍を期待して～」とした。

産業保健分野において、次世代の育成は喫緊の課題であり、若い研究者の皆様に積極的に学会活動へ参画いただくことが、今後の発展に必要であると考えている。そこで、一般演題には40歳未満の若手枠を設け、優れた発表には「若手優秀発表者賞」を授与する予定である。本学会が若手研究者にとっての登竜門となることを心より期待している。

また、メインシンポジウムは四部会合同で開催する。「若手学会員からみた専門職の人材育成～産業構造の変化と今後の産業保健を見据えて～」というテーマのもと、四部会からそれぞれ若手会員にご登壇いただき、人材育成やキャリア形成の

視点から、部会や学会への制度・体制に対する期待や実際の活用方法などについてご意見をいただく予定である。こうした議論を通じて、若手の視点から見た学会活動の在り方を共有し、今後のより良い産業保健活動の推進に繋げていければと思う。

さらに、若手有志によるセッションでは、学会発表から論文投稿に至るまでの過程での疑問点やより具体的なコツなどについて、登壇者の実体験をもとに共有する予定である。総合討論では指定発言も交え、論文投稿をより身近に感じてもらえる機会となると思う。

また、慶應義塾大学名誉教授 大前和幸先生による「化学物質と健康の疫学」と題した特別講演も予定している。化学物質による過去の産業中毒事例・対策・研究などについて改めて学ぶことができ、今後の予防策や研究に繋げていただけるのではないかと考えている。

演題登録はすでに締め切ったが、予定を上回るご応募をいただき感謝申し上げます。あわせて、参加登録も定員に達した。

なお、これ以降の懇親会の参加申し込みは当日受付にて承っている。多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。

HP (<https://jsohkt2.yupia.net/>)



日本産業衛生学会 第2回関東地方会学会

次世代を
見据えた
産業保健活動

～若手の活躍を期待して～

2025年

7月25日(金) 26日(土)

企画運営委員長

山野 優子 (関東産業衛生技術部会長・
昭和医科大学客員教授)

昭和医科大学 上條記念館

関東産業医部会報告

加藤憲忠
(富士電機)

関東産業医部会では、日本産業衛生学会第2回関東地方会学会の期間中に、産業医部会研修会を下記の通り開催させていただく予定である。日本医師会認定産業医単位申請は行わない。今回は「世代を超えて集まろう～産業医の多様な働き方とキャリア形成～」をテーマに、前半は講義、後半はグループワークという構成で行う。若手や経験の浅い産業医の先生方のご参加をお待ち申し上げる。

記

- 開催日時 2025年7月25日(金) 17:05～18:35
- 開催場所 昭和医科大学 上條記念館 4F 赤松2
東京都品川区旗の台1-1-20
- 募集要件
 - 募集者数：40人(定員になり次第申し込み締切)
 - 募集要件：第2回関東地方学会参加者で、45歳以下または産業医経験5年以下の産業医であること(日本産業衛生学会員でなくても参加可)
- 申し込み方法
日本産業衛生学会第2回関東地方会学会(<https://jsokht2.yupia.net/index.html>)に参加登録した上で、産業医部会研修会(<https://jsokht2.yupia.net/ibukai.html>)のページから「研修会申し込みフォーム」で申し込む
- 研修会内容
 - 前半：講演
「こんなことができれば一人前の産業医!?
～産業医のスキルアップを考える～」
東川麻子先生(株式会社OHコンシェルジュ・代表)
 - 後半：グループワーク(テーマごとにグループに分かれディスカッション+発表)
 - ・テーマ①「産業医スキルアップ」～腕を磨くためにこんなことしてます、計画してます～
 - ・テーマ②「多様な働き方とキャリア・アップ」～ターニングポイントを含めて悩めます～
 - ・テーマ③「産業保健スタッフのマインド・モチベーション維持・向上について」～こんなことして高めてます!～
 - ・テーマ④「産業医実務をしながらの研究・学会発表」～これでいいのかな?こんな工夫してます!やってみました!～

関東産業保健看護部会報告

帆苅なおみ
(東京工科大学)

関東産業保健看護部会では、“部会員の裾野を広げる”ことを目標として、新しい教育制度の下、部会そのものの認知度を向上させ関東産業保健看護部会内の基盤強化と関東圏各県の相互連携強化を図るとともに、各県主催の研修会等を支援している。

2024年度の各県の活動状況は以下のとおりである。今年度も引き続き、各県への活動に協力し、メールマガジンの活用等により産業保健看護の最新の情報を発信していく予定である。

地域	実施日	研修名	団体名	参加者数
群馬	2024年9/9(月)	「性の健康支援に関する活動の情報交換とグループワーク」	群馬県保健師・看護師連絡協議会	11名
	2024年11/14(木)	第18回群馬職域メンタルヘルス交流会 「コロナ後の職場のメンタルヘルスの変化」	群馬産業看護研究会	11名
	2025年2/4(火)	「実践的な運動指導について(実技あり)」		15名
	2025年2/27(木)	「産業保健看護職が、どう関わる? 自律的化学物質管理」	群馬産業保健看護研究会	23名
茨城	2024年4/24(水)	「ワークエンゲイジメントを高める支援」	茨城県保健師・看護師連絡協議会	13名
	2024年10/18(金)	「栄養指導アップデート 指導で活かす最近の話題」	茨城県保健師・看護師連絡協議会	20名
千葉	2024年4/20(土)	「災害時の初動を学ぶ～コロナとシミュレーションを通して～」	千葉県産業保健看護研究会	32名
	2024年9/29(日)	「事例で学ぶ発達障害」	千葉県産業保健看護研究会	33名
	2025年1/26(日)	「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援～産業医、主治医それぞれの立場～」	千葉県産業保健看護研究会	36名
栃木	2024年5/25(土)	総会 第1回研究会 ・会員交流、情報交換会	とちぎ産業保健看護研究会	31名
	2024年8/2(金)	第2回研究会 ・職場における救急対応		31名
	2024年11/1(金)	第3回研究会 ・産業保健スタッフに知っておいて欲しい近年の労働安全衛生上のトピックス ・多様性社会における産業保健スタッフの役割	とちぎ産業保健看護研究会	32名
	2025年2/17(月)	第4回研究会 ・法的視点で考える派遣社員の健康管理	とちぎ産業保健看護研究会	27名

関東産業衛生技術部会報告



貴志孝洋
(筑波大学)

我々は、第2回関東地方会学会において、「産業安全衛生の温故知新」と題して、化学物質へのばく露を中心に据えて第49回関東地方会技術部会研修会(7月26日土曜日14時45分から)を企画した。

技術革新の加速により、労働者を取り巻く環境や職場における健康課題も多様化し、産業保健の在り方にも大きな影響が生じている。特に、DXの進展は産業衛生分野においても顕著であり、AIやIoTなど先端デジタル技術を活用した健康管理の取り組みが急速に拡がりつつある。グローバル化の波も産業構造に変化をもたらし、我々の労働環境はさらなる変革期を迎えるであろう。

しかし、いかに時代が変容しようとも、産業保健活動の根幹は、労働者およびその家族の健康の保持・増進、そして安心・安全な職場環境の構築にある。この本質は揺らぐことがない。次世代を見据えた産業保健活動の実践には、産業安全衛生の原点を学び直し、その精神を受け継ぎつつ、現代の技術的・社会的要請に応じた柔軟な対応を図ることが求められる。

「産業衛生学会100年」という節目を目前に、産業保健の源流とも言える足尾銅山における経験と教訓を再評価し、労働者のみならず家族の生活全体を守るという理念の重要性を再認識することは、産業保健の未来を構想する上で極めて有意義である。

本研修会では、産業衛生の歴史的出発点としての足尾銅山について津田洋子氏(帝京大学)、鉄鋼業における化学物質のリスクと対策について宮本俊明氏(日本製鉄)、ヒュームばく露に関する最新のリスク管理手法について山田 丸氏(労働安全衛生総合研究所)が、それぞれ専門的立場から知見を提供する。さらに、DXが進む現代において注目されるばく露情報およびパーソナル・ヘルス・レコードの活用と将来展望については、水口裕尊氏(東京大学)により解説がなされる予定である。

関東産業歯科保健部会報告



澁谷智明
(日立製作所)

関東産業歯科保健部会では、日本産業衛生学会第2回関東地方会学会(昭和医科大学上條記念館)開催時に、2025年度関東産業歯科保健部会前期研修会を予定している。

テーマ：労働安全衛生法に基づく歯科医師による有害業務健康診断に対する調査研究
～茨城県内事業場における有害業務健康診断対象者の歯科疾患有病状況および事業場の衛生管理の状況について～

日時：2025年7月26日(土) 14:45～16:15

座長：上條英之(東京歯科大学)

大山 篤(神戸製鋼所)

演者：上條英之(東京歯科大学)

「事業所における歯の酸蝕症の状況に関する調査」

小林宏明(住友商事)

「業務従事状況の質問紙調査(生活習慣関連)」

澁谷智明(日立製作所)

「業務従事状況の質問紙調査(業務関連)」

戒田敏之(かいだ歯科医院) 指定発言

茨城県の事業所において歯・口の健康に有害な業務従事者等の口腔内の有所見状況並びに生活習慣と業務従事状況の調査が行われた。この調査によって歯の酸蝕症の新基準の有用性、酸蝕所見の業務起因性および従業員個々の生活習慣の影響について把握することができた。これらの知見により、今後の歯科特殊健診および従業員の健康管理を効果的に行うことが期待できると考えている。また、同地方会学会四部会合同メインシンポジウム2025年7月26日(土) 9:30～11:30 テーマ：「若手学会員からみた専門職の人材育成～産業構造の変化と今後の産業保健を見据えて～」にて、本部会からは齋藤香里(たかいそ海岸歯科)が登壇予定で、演題は「開業歯科医師の立場からみた産業口腔保健活動の展望」である。是非皆様にご参加いただきたい。

なお、この秋から冬にかけて2025年度関東産業歯科保健部会後期研修会(テーマは未定)をオンライン(Zoom)にて開催予定である。

研究室紹介

東京慈恵会医科大学
環境保健医学講座
須賀万智



当講座は1992年に「衛生学教室」と「公衆衛生学教室」を統合して発足した。衛生学教室は明治20(1887)年に本学の前身の成医会講習所内に始まり、大正、昭和、平成、令和と続く長い歴史がある。環境保健医学講座に統合されてから30年目の節目の年に第3代教授として須賀が着任した。

初代・清水英佑教授は本学会の理事長を務め、2005年に第78回学会を東京プリンスホテルで開催した。第2代・柳澤裕之教授も長きにわたり本学会の理事を務め、2017年に第90回学会を東京ビッグサイトTFTビルで開催した。このように当講座は本学会と縁が深く、3代目に引き継がれた現在も変わらず、産業保健は当講座の主要領域に位置づけられている。

教育では、公衆衛生学、疫学、予防医学を担当し、医師、看護師、栄養士、臨床検査技師など医療専門職の卒前教育に携わっているほか、慈恵医師会と連携し、日本医師会認定産業医研修会の企画運営に当たっている。

研究では、主にin vivo実験に取り組む“実験グループ”と、疫学・臨床研究に取り組む“疫学グループ”が活動しており、一人ひとりの専門性を活かしつつ、講座として協調・調和しながら、「働く人の健康課題に応える予防医学研究」を意欲的に進めている。

性別も年齢も経歴もさまざまで、比較的若手メンバーが多いため、みんなであーだこーだとざっくばらんに話し合いながら、いろんなことにチャレンジしていくのが当講座のスタイルになっている。明るく楽しい職場づくりをまずは自分たちから実践すること、そして、よりよい社会のために貢献できるように、講座員一同、努めていきたい。

東京慈恵会医科大学
環境保健医学講座

講座概要 教育・社会貢献 研究活動 大学院生募集 専攻医募集 産業医の会

心と体の健康に
環境と保健からアプローチする

<https://plaza.umin.ac.jp/~jikphem/>

地方会長からのメッセージ



関東地方会長
五十嵐千代
(東京工科大)

今後、労働者50人未満の事業場においてもストレスチェックが義務化される方向です。これをきっかけ

に、ストレスチェックのみならず、一般健診や特殊健診とその事後措置など労働者の健康管理が徹底されるとよいのと思っています。

そのような中、私の所属している東京工科大学医療保健学部看護学科の4年生の実習では、大田区の労働者数50人未満の小規模事業場にも行っています。その社長さんたちから聞こえていたのは、「ストレスチェックが実施されると、社員はその後の職場改善を期待すると思う。その際、外部から専門職の人がフォローしてくれないと難しい。それに、なんとか職場の和を保っているのに、寝た子を起こすことになりはしないか心配だ。」というような意見です。

私たち産業保健専門職は、ILO161号条約にあるように“すべての労働者に等しく産業保健サービスを”と願い活動していますが、丁寧な支援・相談体制の設計がないと現場は混乱してしまうと強く思い、それはそう簡単なことではないと思いました。

2025年7月25日(金)、26日(土)、山野優子企画運営委員長のもと昭和医科大学上條記念館で第2回関東地方会学会が開催されます。今回は、産業衛生技術部会の皆様を中心となりながら準備を進めています。

化学物質管理は自律的管理を目指していますが、前述したような小規模事業場では、それを支援する産業保健専門職の体制がないと実現はなかなか難しいと思います。地域産業保健センターの充実が望まれますが、それも人材確保や予算の手当があってこそのことです。

そのような社会全体の仕組みづくりのことも考えながら、第2回地方会学会にて、多職種で議論できるとよいと思っています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

通達・行政ニュース

山本健也
(労働安全衛生総合研究所)

1. 職場の熱中症対策の強化

[労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(厚生労働省令第五十七号\)](#)が令和7年4月15日に公布され、施行通達[労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について\(令和7年5月20日基発0520第6号\)](#)が発出された。ここ数年で増加傾向にある職場の熱中症について、熱中症の重症化を防止し死亡災害に至らせないよう、事業者が講ずるべき体制、および熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための措置の実施手順の作成と関係作業員への周知等について、新たな規定が設けられた。

2. 労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正

[労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律\(令和7年法律第33号\)](#)が令和7年5月14日に公布され、施行通達[基発0514第1号令和7年5月14日](#)が発出された。この法令改正では5テーマについて改正が行われており、以下に主要なものを抜粋する。

I 個人事業者等に対する安全衛生対策

「事業を行う者」で「労働者を使用しない者」を「個人事業者」として安衛法第31条の3第1項に新たに定義し新たに労働安全衛生法の適用対象とした(令和8年4月1日施行)。また、注文者が講ずべき措置(安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないこと)にかかる安衛法第3条第3項が「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない(下線部が追記箇所)」とされ(公布日施行)、また個人事業者等が講ずべき措置として、安衛法第4条が「労働者及び労働者以外の者で労働者と同じの場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない(下線部が追記箇所)」とされた(令和8年4月1日施行)。これらはILO第155号条約(職業上の安

全及び健康並びに作業環境に関する条約)の履行に必要な整備の一環である。

II 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了

常時使用する労働者数が50人未満の事業場については、表題の検査(ストレスチェック)の従来までの努力義務規定が削除され義務化された(施行日:公布の日から3年を超えない範囲において政令で定める日)。

III 化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備

- ・「個人ばく露測定」を作業環境測定に位置付けることとされ、その運用方法等が定められた(令和8年10月1日施行)。
- ・危険性及び有害性情報の通知制度が適切に履行されるために、文書(SDS)の交付等による通知義務に罰則を設けるとともに、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知について、「努力義務」を「義務」に引き上げることとされた(施行日:公布の日から5年を超えない範囲において政令で定める日)。
- ・通知対象物に関する成分の情報が営業秘密である場合には、一定の有害性の低い物質に限り、その旨を相手方にあらかじめ明示した上で、代替化学名等(当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略し、若しくは置き換えた化学名又は厚生労働省令で定める事項)を定めてこれを通知することを以って、通知対象物に関する成分の通知に代えることができることとされた(令和8年4月1日施行)。

IV 機械等による労働災害防止対策

ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部(設計審査)や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲が拡大された(令和8年4月1日施行)。

V 高年齢者の労働災害防止のための措置

事業者は高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされ、その為に事業者が講ずべき措置に関して、必要な指針を厚生労働大臣が公表することとされた(令和8年4月1日施行)。

理事会報告より

五十嵐千代(東京工科大)

2024年度 第4回 (2025年1月13日)

審議事項より抜粋

1. 2025年度の事業計画案、予算案について承認された。
2. 2025年をもって産業衛生学雑誌の印刷を廃止することに伴い、定款第24条3項を変更する案が説明され、継続審議となった。
3. 奨励賞選考細則、学会賞の選考について意見交換され、継続審議となった。
4. 産業保健看護専門家制度委員会委員の追加について、新委員2名の推薦があり、理事長より委嘱されることとなった。
5. 新入会員について、個人会員154名の手続きが承認された。

報告事項より抜粋

1. 第98回学会(仙台)、第99回学会(大阪)の準備状況が報告された。
2. 第34回全国協議会(木更津)の開催と、第35回全国協議会(徳島)、第36回全国協議会(倉敷)の準備状況が報告された。
3. 学会・全国協議会開催マニュアルについて、更新されたマニュアル案が提出され、次回の継続審議となった。
4. Osaka EXPO 2025のイベントとして開催される GISHW (Global Initiative for Safety, Health & Well-being; 会期2025/7/16-19) EXPO 2025について国際事業の一環として参画することとなったことが報告された。
5. 専門医制度委員会報告：登録者数(指導医553名、専門医175名、専攻医274名)が報告された。2024年11月に行われた専攻医資格認定試験は23名が受験し、全員合格した。
6. 産業保健看護専門家制度委員会報告：登録者数(上級専門家93名、産業保健看護専門家195名)が報告された。
7. 正会員数:9,322人(2024年12月26日現在)

2025年度 第1回 (2025年4月5日)

審議事項より抜粋

1. 2025年度の総会開催の日時、場所、議案、開催方法等が決定された。
2. 2024年度事業報告案、決算報告案について承

認された。

3. 政策法制度委員会に委員1名追加、および産業保健看護部会に幹事1名追加推薦があり、理事長より委嘱された。
4. 新入会員について、個人会員221名の手続きが承認された。

報告事項より抜粋

1. 日本産業衛生学会学術大会・全国協議会の開催マニュアルの完成版が提出された。
2. 第99回学会(大阪)、第100回学会(北九州)の準備状況が報告された。
3. 第34回全国協議会(木更津)の開催、第35回全国協議会(徳島)、第36回全国協議会(倉敷)の準備状況が報告された。
4. GISHW(Global Initiative for Safety, Health & Well-being; 会期2025/7/16-19)に、本学会が国際シンポジウムの一つの枠として提供するプログラムについて報告された。
5. 奨励賞選考細則に関して、改定した最終版が新しい推薦書式と共にホームページに掲載されたことが報告された。
6. 専門医制度委員会報告：登録者数(指導医553名、専門医173名、専攻医297名)が報告された。
7. 公開された良好実践事例(GPS)の中から第16回ベストGP賞1件、GP奨励賞1件が決定したことが報告された。
8. 産業保健看護専門家制度委員会報告：登録者数(上級専門家95名、産業保健看護専門家209名)が報告された。
9. 2024年度会員調査の結果の概要が報告され、回答者数1,360名(回答率14.5%)であった。
10. 2023年度から2024年度における理事会重点活動方針の進捗報告があり、次年度以降に引継ぐ事項を確認した。
11. 正会員数：9,086人(2025年3月24日現在)

幹事会報告より

中野愛子(日立製作所)

2024年度 第3回 (2024年12月7日)

1. 2024年度第2回幹事会議事録案が承認された。
2. 中野幹事長より、2025年度事業計画(案)が承認された。会計担当の帆刈幹事より、2025年度予算(案)が説明され、五十嵐地方会長より

地方会学会の収支バランスを踏まえた健全な運営方針が追加説明され承認された。

3. 関東産業医部会報告として、2024年12月21日開催予定の日本産業衛生学会関東産業医部会研修会(東京慈恵会医科大学)について中野幹事長より代理で案内があった。宮本幹事より、産業医部会の産業医の指導医を目指す「プロフェッショナルコース(2025年1月)」、プロフェッショナルコースのジュニア版として、「産業医アソシエイトコース(2025年1月25日プレ、6月28日第1回)」の開催予定について報告された。
4. 関東産業保健看護部会の帆刈幹事より、第34回日本産業衛生学会全国協議会における研修会とシンポジウムについて報告がされた。
5. 関東産業衛生技術部会の山野幹事より、2024年11月7日に第3回世話人会にて第2回関東地方会学会ならびに技術部会研修会のテーマの検討について報告された。
6. 関東産業歯科保健部会の澁谷幹事より、第34回日本産業衛生学会全国協議会におけるシンポジウムと教育講演(産業歯科保健部会後期研修会を兼ねる)について報告された。
7. 電磁界下での作業による健康リスク研究会について、中野幹事長より新たな代表世話人を選出したことが代理報告された。
8. 産業保健東洋医学研究会について、中野幹事長より2025年度研究の計画があることが代理報告された。
9. 健康的な職場づくり研究会の山野幹事より、第34回日本産業衛生学会全国協議会における研修会について報告された。
10. 関東地方会ニュースについて、山瀧編集委員長より第50号(2024年8月10日)発刊、第51号(2025年2月上旬)発刊予定であることが報告された。
11. 第34回全国協議会(木更津)について、宮本企画運営委員長より報告された。
12. 関東地方会学会準備委員会について、堤幹事より第3回関東地方会学会の準備状況について報告された。
13. 第2回関東地方会学会準備状況について、山野企画運営委員長より報告された。
14. 理事会報告について、五十嵐地方会長より第3回理事会(2024年10月12日)の報告がされた。

2024年度 第4回(2025年2月15日)

1. 2024年度第3回幹事会議事録案が承認された。

2. 五十嵐地方会長より、2025年度関東地方会幹事選任について選定方針が共有された。
3. 五十嵐地方会長より、研修会の開催について、継続的安定的な地方会運営にあたり収入確保の面も考慮した開催方針が提案され、負担のない運営として素案を検討することが報告された。
4. 中野幹事長より2025年度総会、幹事会、講演会(研修会)企画の日程について報告された。
5. 関東産業医部会の大橋幹事より、2024年12月21日「働くミドルからシニア世代の健康支援」をテーマに研修会を開催し、73名の参加が報告された。
6. 関東産業保健看護部会の帆刈幹事より、第2回関東地方会学会の実地研修予定「ストレスチェックを活用した遠隔での職場環境改善の実践」をテーマに専門家制度の実地単位取得予定であることが報告された。
7. 関東産業衛生技術部会の齊藤幹事より、第2回関東地方会学会の研修会「産業安全衛生の温故知新」のテーマが報告された。
8. 関東産業歯科保健部会の澁谷幹事より、第1回関東地方会学会で、後期研修会「はたらく世代の産業歯科保健について」の報告、第2回関東地方会学会で、前期研修会「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究」の予定が報告された。
9. 関東地方会ニュースの能川幹事より、第51号ニュースの発行が報告され、第52号ニュースは7月下旬から8月上旬発行の予定で、巻頭の写真の提供依頼がされた。
10. 第34回全国協議会(木更津)が宮本企画運営委員長より、オンデマンドが終了し、今後会計のまとめを予定していることが報告された。
11. 第1回関東地方会学会開催について、浜崎企画運営委員長より参加人数303名、関東地方会より助成があったことが報告された。
12. 第2回関東地方会学会準備状況について、齊藤幹事よりサイトが開設し、1月24日から参加・演題登録開始となったことが報告された。
13. 第3回関東地方会学会準備状況について、堤幹事より日程が2026年7月24日(金)、25日(土)、実行委員長は北里大学の松崎先生となることが報告された。
14. 理事会について、五十嵐地方会長より部会に関する規程の改正が報告された。また、関東地方会の理事選候補者について、年齢の要件等立候補する説明の中に明記していくことが報告された。

学会等開催予定

第2回関東地方会学会

日時：2025年7月25日(金)・26日(土)
会場：昭和医科大学 上條記念館(品川区)
企画運営委員長：山野優子(昭和医科大)

第35回日本産業衛生学会全国協議会

日時：2025年11月27日(木)～29日(土)
会場：あわぎんホール(徳島市)
企画運営委員長：斎藤 恵(徳島産業保健総合支援センター／日亜化学工業)

第99回日本産業衛生学会

日時：2026年5月27日(水)～30日(土)
会場：大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪)(大阪市)
企画運営委員長：林 朝茂(大阪公立大学)
森口次郎(森口産業医事務所)

第32回日本産業精神保健学会

日時：2025年8月23日(土)・24日(日)
場所：法政大学 市ヶ谷キャンパス(千代田区)
大会長：大庭さよ(メンタルサポート&コンサル東京合同会社)

第5回日本産業保健法学会

日時：2025年9月20日(土)・21日(日)
場所：北里大学 白金キャンパス(港区)
大会長：山田省三(東京弁護士会)

日本産業看護学会 第14回学術集会

日時：2025年11月8日(土)・9日(日)
場所：新潟日報 メディアシップ(新潟市)
学術集会長：渡邊路子(長岡崇徳大学)

第33回日本産業ストレス学会

日時：2025年11月28日(金)・29日(土)
場所：北九州国際会議場(北九州市)
大会長：江口 尚(産業医大)

第32回日本行動医学会学術総会

日時：2025年12月6日(土)・7日(日)
場所：相模原市立産業会館(相模原市)
大会長：堤 明純(北里大)

※最新の情報は、各学会ホームページ等でご確認ください。

※掲載を希望される場合は事務局までご連絡ください。

訃報

鈴木勇司先生

地方会ニュースの立ち上げや幹事長として、
地方会運営にご尽力いただきました。
ここに生前のご指導に感謝いたします。

編集後記

都心のオフィスビルへと向かう人の流れを見ていて驚く。スーツ姿の人がほとんどいない。足元はスニーカーが大半。カジュアルなシャツにジャケットを羽織るのが最近のオフィスワーカーでは主流のようだ。時代は変わったな、と思う。

退職代行の会社が繁盛していると聞く。某社では、新入社員の一人が入社日に現れず、連絡も拒絶され「ぶっちぎられた」。意思確認ができないと退職手続きも進められない。ひどい話だ。代行会社を利用するだけまだマシという事か。時代は変わったな、また思う。

編集委員会の重鎮、稲垣先生、大久保先生、原先生が退任された。長年のご尽力とご功績に心から敬意を表する。時代は変わっても、先生方の編集に対する真摯な姿勢は受け継がれていくので、ご安心ください。本当にありがとうございました。(谷山)

創刊号から編集に携わってこられた稲垣先生・大久保先生・原先生が第51号(前号)を以てご退任された。

稲垣先生の「ちょっといいかなあ。ここの言い回しは少し違うように思うけど…」「この頭出し、ずれていないかな…」といった、いわゆる“稲垣チェック”。大久保先生の「同じような意味でも行政用語としてはこの漢字の方が…」といった、誰もが見落としがちな鋭いご指摘。そして、困った時に原先生が執筆してくださった海外視察の原稿は、いつも興味深かった。あのような編集ぶりにはもう見られないのかなと思うと寂しさを覚える。

私自身も2002年の第6号から編集に関わってきたが、残念ながらスキルは一向に上達しないまま(^_^)、ただ委員会での和気あいあいとした作業の楽しさだけが年々増してきた感じがする。これからは、気持ちを新たにより丁寧な編集に心がけ、皆さまに興味をもって読んでもらえるようなニュースレターにしていきたいとつくづく思う。(山野)

編集委員名簿

小倉康平、萱場隆人、久保恵子、澁谷智明、
谷山佳津子、照屋浩司、富永知美、中谷 敦、
○能川和浩、宮本俊明、◎山瀧 一、山野優子、
山本健也、与五沢真吾

◎編集委員長 ○副委員長 (50音順)